

広島県告示第三百十八号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 河川 of 名称

一級河川太田川水系指定区間猿猴川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十五年四月一日

三 廃川敷地等の位置

広島市南区大州五丁目三〇一番二

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

一二八六・六八平方メートル